とちぎ経協

Tochigi Employers' Association

令和３年
５月

NO.481



藤の花（那珂川町 乾徳寺）

栃木県経営者協会

〈目　次〉

日本経団連情報…… 1
2020年度第2回常任幹事会…… 2
2020労働局･県･県教委からの要請… 3
栃木労働局からの要請…… 4
研修会だより…… 5
賃金調査…… 8
経協調査……10
労働判例……14
マイナビレポート……16
公設委員の推薦･会員消息･業務日誌…17
労働局広報……18
Eメール登録･会員募集のご案内……19
法律･労務･税務相談のお知らせ……20

経　団　連　情　報

日本経団連幹事会において、下記議題が討議・報告されました。

[4月13日]（オンライン開催）

Ⅰ. 報告事項

1. 循環経済パートナーシップの創設
2. 第48回東亜経済人会議合同会議の模様
3. サプライチェーンDXウェビナーの模様
4. 2022年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する政府要請
5. 経団連事業サービスの最近の活動
6. 「新成長戦略」に関する広報

Ⅱ. 書面報告事項

1. 入会報告（資料第6）

[5月18日]（書面開催）

Ⅰ. 報告事項

1. DX実装プロジェクトの進捗
2. 「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」2020年度報告書
3. ILO第105号条約批准に向けた国内法制の整備に関する動き
4. 河野国務大臣からのワクチン接種等に関する要望

Ⅱ. 書面報告事項

1. 2020年夏季・冬季賞与・一時金調査結果
2. 入会報告

ご案内

第72回定時総会開催について

昨年1月に国内で初めて確認された新型コロナウィルス感染症は、変異株の出現により、東京や関西圏、愛知や福岡において、再び、緊急事態宣言が発出される状態となりました。このような状況を鑑み、今年の総会は皆様の健康と安全を最優先し、感染拡大防止のため、出席は企業1名様限りとさせていただき、時間を短縮した会議のみとすることにいたしました。欠席される会員の皆様は、議決権行使書または委任状により議決権を行使くださいますようお願いいたします。また、感染拡大の状況によっては、大幅に規模を縮小しての開催とさせていただきます。その際は改めてご通知いたしますので、宜しくお願いいたします。

ご事情ご賢察の上、何卒ご理解賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

［概要］

1. 日　時　**2021年6月10日（木）**14:00～15:00
2. 会　場　**宇都宮グランドホテル**

※　議決権行使のご案内につきましては、5月20日に送付させていただいております。

全議案を承認

本年度第２回常任幹事会が、３月25日、青木勲会長、29名の常任幹事の出席を得て宇都宮グランドホテルにおいて開催された。

青木会長の挨拶後、会長が議長となり、議事録署名人に黒内和男氏、鍋島勝子氏を指名し議事に入った。まず、2020年度事業報告及び収支決算見込について（報告）、2021年度事業計画案及び収支決算案について、人事異動等における役員改選について、定時総会について報告、審議され承認された。



１　2020年度事業報告及び収支決算見込みについて（報告）

石塚専務理事より、会議、常設委員会活動、教育事業活動、相談業務、キャリア形成支援事業、受託事業、組織状況、公設委員会等委員の推薦、経団連等との連携について報告がされた。

続いて、収支決算見通しについて、コロナの影響で、収入、支出ともに例年と比べて減額となった旨説明がされた。

２　2021年度事業計画案及び収支予算案の承認について

石塚専務理事より、事業計画案では、事業活動については、会議及び委員会活動で従来通り開催する予定である。

教育啓発については、今期は、28のセミナーを企画している。教育啓発活動については、総務・人事・労務担当者セミナーで、「人事･労務担当者セミナー」の県南での開催、「採用実務セミナー」を新規に実施する予定である。

受託事業では、昨年に引き続き栃木県より「とちぎインターンシップフェア」開催事業を受託し、実施する予定。

予算案については、昨年度と同規模となっている。

３　人事異動等に伴う役員改選について

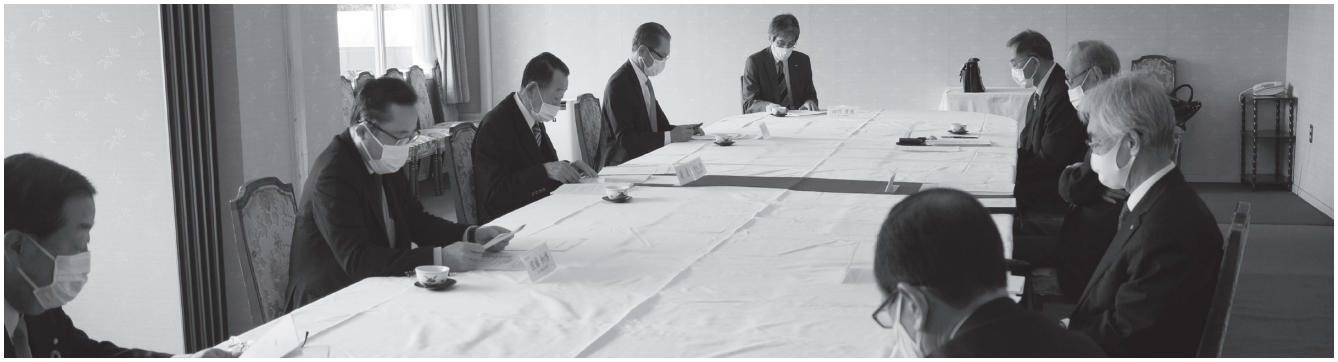
石塚専務理事より、人事異動等の伴う役員改選については、理事１名の変更、常任幹事１名を新任で追加したい。と説明がされた。

４　定時総会について

石塚専務理事より、６月10日（木）、２時から宇都宮グランドホテルにおいて定時総会を予定しているが、コロナの影響が依然懸念されることから、講演会、懇親パーティは開催しない予定である。と説明された。

以上報告され、１～４共に承認された。

なお、これに先立ち、本年度第４回理事会（正副会長会議）が、３月25日に、青木勲会長、佐藤和博副会長、黒本淳之介副会長、松下正直副会長、増渕正二副会長、田代康憲副会長（代理岡田隆夫人事部長）、小林恒夫監事、吉村憲光監事、石塚洋史専務理事出席のもと、宇都宮グランドホテル「寿の間」で開催され、上記議案を審議、了承した。



2020労働局・県・県教委からの要請

栃木労働局・栃木県・栃木県教育委員会から、「新規学校卒業者をはじめとちぎの将来・未来を支える若者の採用及び育成に関する要請」がありました。

今回の要請では、新型コロナウィルス感染症の影響が経済全般にわたって甚大な影響をもたらしていることから、今後の就職・採用活動等への影響が懸念される。厳しい状況にあるが、学生が十分な企業情報を得て、それを咀嚼できる時間を確保できるよう、安心して就職活動に取り組める環境を整備して欲しい旨の協力依頼です。

新規学校卒業者をはじめとちぎの将来・未来を支える

若者の採用及び育成に関する要請書

栃木県政及び労働行政の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新規学校卒業者の就職状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により求人数は伸び悩んだものの、高い就職内定率を維持しており、各企業の将来、ひいては、本県の将来・未来を支える担い手を積極的に採用していただいている地元企業の皆様に深く感謝申し上げます。

さて、栃木県、栃木県教育委員会及び栃木労働局は、従前より連携して学校におけるキャリア教育の推進と充実を図っているものの、依然として未就職のまま卒業する学生・生徒も一定数いることから、各学校、とちぎジョブモール及び新卒応援ハローワーク等が中心となり、学生等のニーズに応じたきめ細かな情報発信・就職支援・就職後の職場定着支援に関する取組みを強化しているところですが、就職した新規学校卒業者が真に、とちぎの「将来・未来を支える担い手」となるためには、職場での安定した就労と企業での育成が不可欠です。

行政機関においても、青少年の雇用の促進等に関する法律（通称：若者雇用促進法）に基づく詳細な情報提供や求人の適切な取扱い並びにユースエール認定制度等の効果的な運用を図って参りますが、各企業におかれましても、新規学校卒業者を含む本県の若者に対する求人・採用及び育成につきまして、引き続き積極的なご対応をお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響は、未だに経済全般にわたって甚大な影響をもたらしているところであり、今後の就職・採用活動等への影響が懸念されます。

厳しい状況にありますが、学生・生徒が十分な企業情報を得て、それを咀嚼できる時間を確保できますように、新規学校卒業者向け求人の早期提出と、継続雇用により若者が力を発揮できる環境整備について、なお一層のご協力をお願い申し上げます。

令和3年5月17日

一般社団法人栃木県経営者協会 会長 青木 勲 様

栃木県知事　福田富一

栃木県教育長　荒川政利

栃木労働局長　藤浪竜哉

栃木労働局からの要請

栃木労働局から、「緊急災害防止運動の実施について」の協力要請がありました。

要請内容は、令和２年における栃木県内の休業４日以上の死傷者数が、過去10年間で最多の1997人となり、３年連続増加し、９人が死亡した。今年に入ってからも、４月末現在で死亡災害による被災者数が５人となり、死傷者数は613人と昨年同期より154人、33.6％増加している。「転倒」災害等が増加していることから、「あ（A）わてる」「あ（A）せる」「あ（A）などる」の「あ（A）ぶない行動」を「しない・させない」ための「A ない声かけ運動」を広く県内に展開するので協力願いたいとのことです。行動災害防止の徹底に向けた取組強化をお願いいたします。



栃労発基0520第１号
令和３年５月20日

一般社団法人栃木県経営者協会 会長　殿

栃木労働局長

緊急災害防止運動の実施について（協力要請）

労働行政の推進につきましては、日頃から格別な御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和２年における栃木県内の休業４日以上の死傷者数は、過去10年間で最多となる1,997人を数え、３年連続の増加となり、９人もの尊い生命が失われています。

また、今年に入ってからも、４月末現在で死亡災害による被災者数は５人を数え、死傷者数に至っては613人と昨年同期よりも154人、33.6％の増加となるなど、誠に由々しき事態となっています。

これらの災害を分析すると、「転倒」災害や「動作の反動・無理な動作」災害などのいわゆる行動災害が多数を占めるほか、「慌てて作業を行った」「急ぐあまり走ってしまった」「面倒なので作業手順を省いた」など、まさか事故にはならないだろうと軽い気持ちで行ったことにより被災するケースも多く見られます。

当局としては、このような状況に鑑み、下記により行動災害の増加傾向に歯止めをかけるべく、リスクを高め、災害に結び付きやすい「あ（A）わてる」「あ（A）せる」「あ（A）などる」の「あ（A）ぶない行動」を「しない・させない」ための“STOP!「あわてる・あせる・あなどる」行動・声かけ100日運動”略して「**A ない声かけ運動**」を広く県内に展開することといたしました。

ついては、貴団体におかれましても行動災害防止の徹底に向けた取組を強化いただきますとともに、傘下の会員事業場に対して別添のリーフレットを周知していただき、積極的に労働災害防止活動を実施していただきますよう要請いたします。

記

１　実施期間
　令和３年５月24日から令和３年８月31日までの100日間
２　キャッチフレーズ
　“あわてず　あせらず　あなどらず”
３　運動スローガン
　『広がる安全運動　点から線へ　そして円へ
　持続可能な　安全と健康のために　A ない声かけ行動　実践するときは今！』
４　実施事項等
　別添「実施要綱」のとおり

実　施　報　告

◎新入社員セミナー“社会人の掟”＜社会人の常識、仕事の基本＞



4月6日、7日の2日間で宇都宮市内会場において、会員企業等から37名が参加して開催した。講師には、オフィスOKAMOTO 代表の岡本　明夫 氏をお招きして、「ビジネスマナーの基本」や「社会人としての基本」、「仕事の基本」等について講義を行った。

セミナー実施後のアンケートでは、以下のような意見があった。

- 社会人としてどうあるべきか、仕事への姿勢などとても参考になった。
- 仕事に取り組む姿勢、社会人としての心構えなどを学べました。社会人として恥ずかしくない行動をしていきたい。
- 報連相は仕事の基本であり、わかりやすく工夫した報連相を学ぶことができた。
- 仕事をしていく上で意識したいポイントがたくさんあった。これから業務に生かしていきたい。

講　座　開　催　案　内

新型コロナウィルスの対策について

当協会では会場事務局と協力し、感染拡大防止に細心の注意を払い開催いたします。新型コロナウィルスの感染防止対策を徹底して実施いたしますが、状況により中止や延期もございますのでご了承ください。

◎新型コロナウィルスで検討すべき労務問題（オンデマンド配信サービス）

日　時：6月30日（水）まで
講　師：弁護士　高仲 幸雄 氏（中山・男澤法律事務所）
参加費：無料
内　容：1．今後の人件費負担／2．感染発覚時の対応／3．勤務形態の変更／4．従業員数の削減／5．手当･休暇の見直し／6．今後の採用計画／7．就業規則等の改定／8．労働契約書の改定／9．コロナ後の労務管理／10．社員の心身の健康（100問100答）
時　間：講座の時間は約3時間
申　込：①栃木県経営者協会ホームページ内のセミナー案内から申込み
（http://www.tochikei.jp/seminar2021.htm）
②QRコードから申込み

◎合同労組案件への対応（オンデマンド配信サービス）

日　時：9月30日（火）まで
講　師：弁護士　末 啓一郎 氏（ブレークモア法律事務所）
参加費：無料
内　容：1．労働組合性について／2．初期対応について／3．不当労働行為について／4．交渉方法について
時　間：講座の時間は約2時間
申　込：①栃木県経営者協会ホームページ内のセミナー案内から申込み
（http://www.tochikei.jp/seminar2021.htm）
②QRコードから申込み

◎管理職のためのパワーハラスメント予防対策講座（オンデマンド配信サービス）

日　時：2022年2月28日（月）まで
講　師：弁護士　中井 智子 氏（中町誠法律事務所）
参加費：無料
内　容：1．パワーハラスメントとは／2．管理職が押さえておくべきパワハラ予防･対策の基本／3．パワハラと言われない部下指導法／4．ケーススタディ／5．パワハラのない職場づくりに向けて
時　間：講座の時間は約2時間
申　込：①栃木県経営者協会ホームページ内のセミナー案内から申込み
（http://www.tochikei.jp/seminar2021.htm）
②QRコードから申込み

◎経理実務セミナー「経理の仕組みと実務のポイント」

日　時：6月15日（火）　10：00～16：00
会　場：宇都宮市文化会館（無料駐車場あり）
講　師：小林 恒夫 氏（小林会計 代表社員）
参加費：会員企業：2,700円　一般企業：5,500円（資料代・消費税込み）
内　容：1．会計の目的と基本的な仕組み／2．五つの要素の中身と意味／3．日常の経理業務の留意点／4．決算業務の流れと決算書作成

◎安全体感技塾

日　時：6月9日（水）、17日（木）、25日（金）　13：30～16：30
会　場：真岡製作所（無料駐車場あり、台数制限あり）
参加費：会員企業：7,700円　一般企業：8,250円（資料代・消費税込み）
内　容：1．オリエンテーリング（安全衛生の基本説明、体感内容と関係法令の説明、服装点検･KY、一般保護具の説明）／2．Vベルト･ローラーチェーン･ギア巻込まれ危険体感／3．ロール巻込まれ強さ体感／4．エアシリンダー残圧挟まれ体感／5．搬送コンベア巻込まれ危険体感／6．低圧電気（感電）危険体感／7．飛来落下危険体感／8．安全帯ぶらさがり体感／9．脚立落下危険体感／10．手･指挟まれ危険体感／11．フォークリフト･飲酒 死角危険体感／12．粉じん爆発危険体感／13．安全靴強度体感

◎部下育成セミナー

日　時：6月23日（水）　10：00～16：00
会　場：宇都宮市文化会館（無料駐車場あり）
講　師：岡本 明夫 氏（オフィスOKAMOTO 代表）
参加費：会員企業：8,000円　一般企業：12,000円（資料代・消費税込み）
内　容：1．オリエンテーション／2．部下育成のために何を学ぶか／3．部下との接し方／4．正論だけでは部下は育たない／5．あなたにとって部下育成に何が必要か

◎総務担当者実務セミナー

日　時：7月28日（水）　10：00～16：00
会　場：宇都宮市文化会館（無料駐車場あり）
講　師：林 忠史 氏（㈲マスエージェント 代表）
参加費：会員企業：8,000円　一般企業：12,000円（資料代・消費税込み）
内　容：1．総務の役割と仕事／2．総務業務のサイクル／3．総務業務のルール／4．庶務業務のポイント／5．労務業務のポイント／6．新型コロナウイルス感染症の影響による働き方の変化への対応

◎経営参謀養成セミナー（2回シリーズ）

	Part.I 決算書が物語る経営安定度の見分け方	Part.Ⅱ 経営参謀として知っておきたい労務管理を学ぶ
日時	7月26日（火）10:00～16:30	8月27日（火）10:00～16:30
会場	宇都宮市文化会館　（無料駐車場あり）	
講師	林 忠史 氏（有限会社 マスエージェント 代表）	
定員	各20名	
内容	経営とは何か 決算書とは何か 決算書から何を読むのか 貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書から経営状態を見る 資金繰りの考え方、やり方のセオリー キャッシュフロー的P/Lの活用 資金繰りの改善 資金繰り表の作成 キャッシュフロー経営への展開方法	労務管理の基本 労務管理とは／労務管理の目的／労務管理の領域 労務管理に必要な規律 労務管理に必要な法律／必要規程／労働基準法とは 労務管理で押さえておくべきポイント 就業規則／従業員の募集・採用／労働時間／休日・休暇／賃金／退職・解雇等 新型コロナウイルス感染症の影響による働き方の変化への対応 労務リスク回避への道
参加費	それぞれ、会員:8,800円、一般:13,200円（資料代・消費税含む） ※Part.I・Ⅱを受講の方は、I・Ⅱ合わせて 会員:15,400円、一般24,200円	
その他	連続性のあるセミナーですが、それぞれ1回参加でも完結するプログラムです。	

◎タイムマネジメントセミナー

日　時：8月18日（水）　10：00～16：30
会　場：宇都宮市文化会館（無料駐車場あり）
講　師：内藤 悟 氏（㈱インソース 講師）
参加費：会員企業：8,000円　一般企業：12,000円（資料代・消費税込み）
内　容：1．時間管理について考える／2．タイムマネジメントの原則／3．自分のワークスタイルを知る／4．自分の仕事を検証し改善する／5．仕事のゴールを明確にする／6．優先順位を明確にする／7．仕事のやり方を工夫する／8．目標設定

◎女性リーダーセミナー

日　時：8月24日（火）　10：00～16：30
会　場：宇都宮市文化会館（無料駐車場あり）
講　師：遠藤 智子 氏（㈱インソース 講師）
参加費：会員企業：8,000円　一般企業：12,000円（資料代・消費税込み）
内　容：1．自分が果たす役割について考える／2．女性のキャリア観を知る／3．自己を理解する～自己理解の方法～／4．ワーク・ライフ・バランスの実現／5．まとめ

セミナー詳細は、ホームページ（http://www.tochikei.jp/seminar2021.htm）をご覧ください。

春季労使交渉状況調査結果（中間報告）

◆調査概要◆
調査期間：令和２年３月 22 日～5 月 18 日
調査方法：調査票送付による自記式調査
調査対象：会員企業のうち 180 社
回答社数：20 社（回収率 11.1%）

1. 全体　～賃上げ額平均 2,194 円、賃上げ率 0.76%
県内　～賃上げ額平均 3,324 円、賃上げ率 1.29%

会員企業の中で妥結・決定に至った 20 社を前年と比較すると、昨年の 2,783 円から 2,194 円と 589 円減。賃上げ率は、昨年の 0.96%から 0.76%と 0.20 ポイント減となりました。

県内に本社のある 17 社の賃上げ額平均は、昨年の 3,401 円から 3,324 円と 77 円減。賃上げ率は昨年の 1.33%から 1.29%と 0.04 ポイント減となりました。

2. 業種別　製 造 業～賃上げ額平均 1,947 円、賃上げ率 0.65%
非製造業～賃上げ額平均 3,241 円、賃上げ率 1.29%

製造業の中で妥結に至った 10 社の賃上げ額平均は 1,947 円で、同一企業の昨年の 2,672 円から 725 円減。賃上げ率は、昨年の 0.90%から 0.65%と 0.25 ポイント減となりました。

非製造業の中で妥結に至った 10 社の賃上げ額平均は 3,241 円で、同一企業昨年の賃上げ額平均 3,301 円に比べ 60 円減。賃上げ率は、昨年の 1.33%から 1.29%と 0.04 ポイント減となりました。

【妥結】

注：上段は加重平均、下段（）内は単純平均
注：昨年と比較できる同一企業平均

	全体	県内交渉				県外交渉
		100人未満	100人～299人	300人以上	県内計	
社　数　（社）	20	6	10	1	17	3
2021年妥結額平均　（円）	2,194 (4,059)	4,188 (4,447)	3,958 (4,252)	2,062 (2,062)	3,324 (4,192)	1,735 (3,307)
2020年妥結額平均　（円）	2,783 (4,018)	3,605 (4,347)	3,548 (3,982)	3,033 (3,033)	3,401 (4,037)	2,542 (3,914)
差　（円）	△ 588 (41)	584 (100)	410 (270)	△ 971 (△ 971)	△ 77 (155)	△ 808 (△ 607)
2021年妥結アップ率　（%）	0.76 (1.52)	1.83 (1.86)	1.44 (1.53)	0.86 (0.86)	1.29 (1.60)	0.58 (1.10)
2020年妥結アップ率　（%）	0.96 (1.50)	1.65 (1.82)	1.30 (1.44)	1.29 (1.29)	1.33 (1.54)	0.84 (1.31)
差　（%）	△ 0.20 (0.02)	0.18 (0.04)	0.14 (0.09)	△ 0.43 (△ 0.43)	△ 0.04 (0.06)	△ 0.26 (△ 0.21)

（注）1．妥結・決定額は、定期昇給（資金体系維持分）等を含む。
2．妥結額が賃金改善額・是正額にて表記されている場合は、単純に定昇相当分を含めて集計した。

業種別決定・妥結額【加重平均】

業種	社数	2021年		2020年	
		妥結・決定額	賃上げ率	妥結・決定額	賃上げ率
	法人	円	%	円	%
食品	2	5,783	2.00	6,155	2.13
繊維・紙	0	－	－	－	－
化学・ゴム	2	5,564	1.74	5,644	1.79
非鉄・金属	2	37	0.01	1,035	0.34
機械・精密	2	2,420	0.92	2,408	0.93
電気機器	1	－	－	－	－
輸送用機械	1	－	－	－	－
その他製造	0	－	－	－	－
運輸	1	－	－	－	－
建設	1	－	－	－	－
小売・卸売	2	3,452	1.40	748	0.30
医療・福祉	2	2,658	1.21	2,904	1.30
サービス	2	2,061	0.86	2,976	1.29
その他	2	6,699	2.16	6,048	1.93
全産業平均	20	2,194	0.76	2,783	0.96
製造業平均	10	1,947	0.65	2,672	0.90
非製造業平均	10	3,241	1.29	3,301	1.33

（注）1 妥結・決定額は、定期昇給（賃金体系維持分）等を含む。
2 妥結額が賃金改善額・是正額にて表記されている場合は、単純に定昇 相当分を含めて集計した。

※詳細については下記までお問合せください。
一般社団法人栃木県経営者協会　担当：井上
TEL：028-611-3226
FAX：028-611-1601
E-mail：info@tochikei.jp

～経協に関するアンケート調査結果～

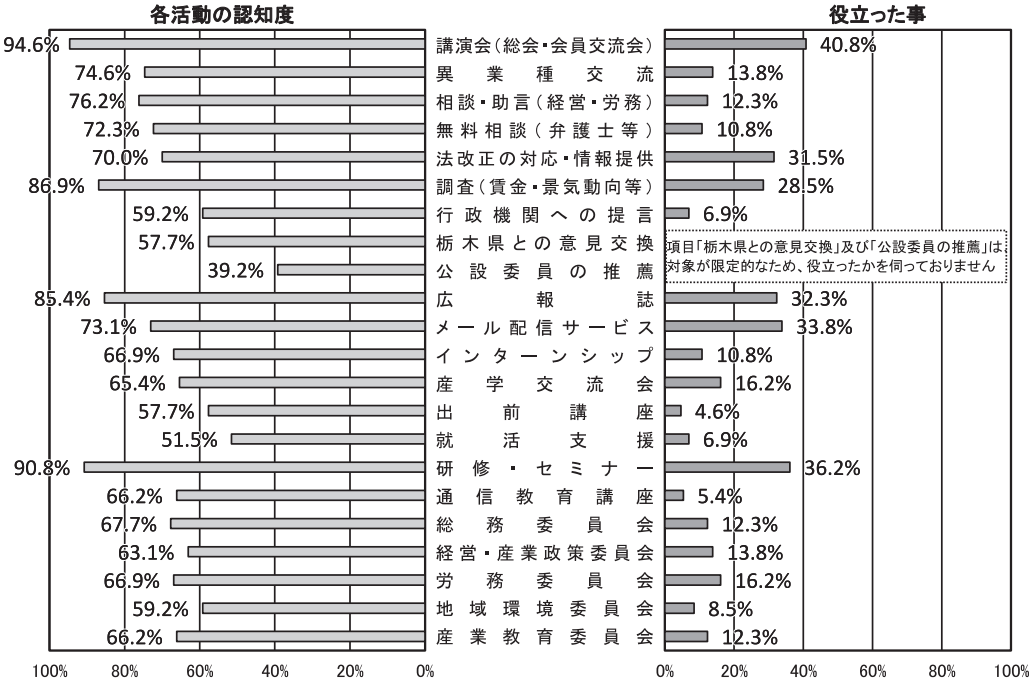
会員の皆様のご要望やご意見をお伺いし、当協会の事業や委員会活動へ反映させていただく目的で実施いたしましたが、アンケート調査の結果がまとまりましたのでお知らせいたします。

ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

アンケート調査は、今後も継続して定点的に実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

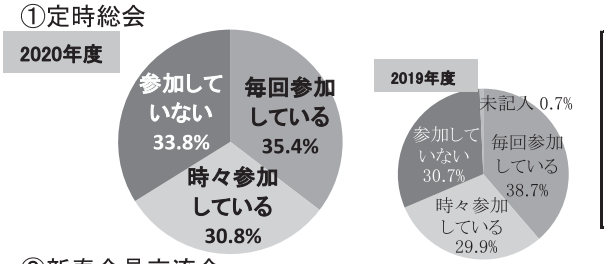
実施期間：2月12日～2月28日　　回収数：130法人（回収率46.3%）

1. 経協事業等の認知度・役立度について（複数回答）



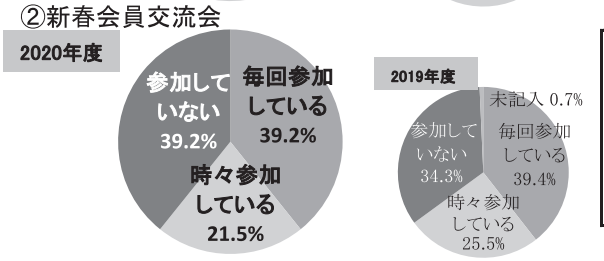
2. 経協事業への参加状況について（直近3年間）

①定時総会



「不参加の理由（参加していない法人）」
忙しい時期で参加できない：4件
入会したばかりで参加していません：2件
業界団体の集まりのみ参加しています：1件
複数の団体に所属して忙しいため：1件
休会中のため参加していません：1件

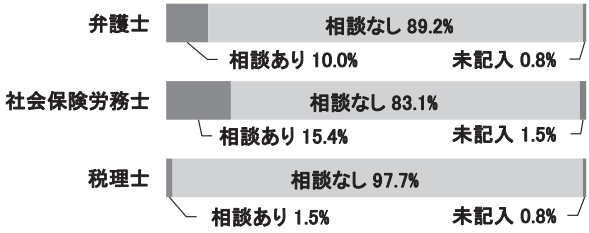
②新春会員交流会



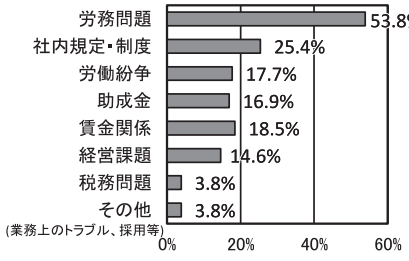
「不参加の理由（参加していない法人）」
忙しい時期で参加できない：3件
入会したばかりで参加していません：2件
業界団体の集まりを優先しています：1件
休会中のため参加していません：1件

③弁護士、社会保険労務士、税理士による無料相談

●無料相談への相談状況

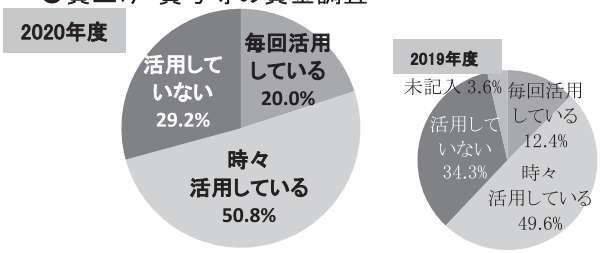


●今後相談する(したい)項目 ※複数回答



④各種調査の活用状況

●賃上げ・賞与等の賃金調査

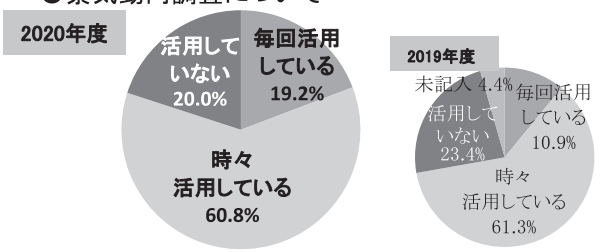


「要望」
業種別の基本給(新卒を含む各年代)の調査：1件

「毎回活用している理由」
自社の状況との比較ができるため：1件

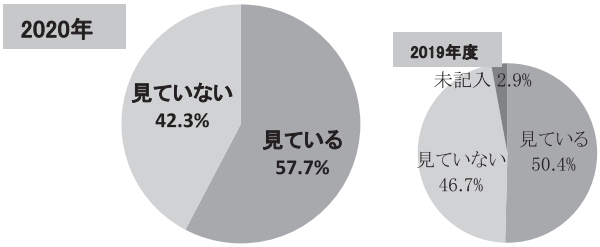
「活用していない理由」
賃金は、本社で決定しているため：3件
当社が、他業種と比較ができない業種のため：1件
景気に左右されにくい業種のため：1件
業種や地域性の違いがあるため：1件

●景気動向調査について



「活用していない理由」
景気に左右されにくい業種のため：1件
営業努力が業績に直結するため：1件
業種や地域性の違いがあるため：1件
県内顧客が少ないため：1件

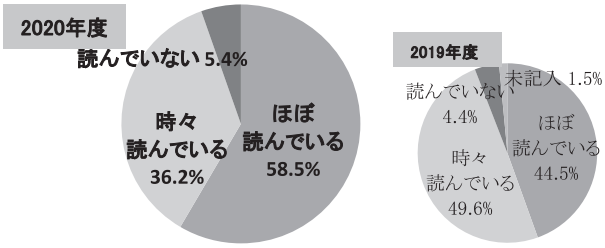
⑤ホームページについて



「要望」
ホームページからのアンケート回答ができるとよい：1件
ホームページをもう少し見やすくなるとよい：1件

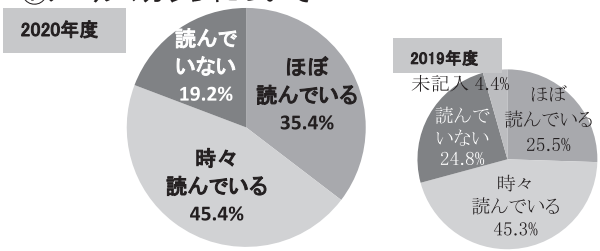
「見ていない理由」
忙しくて見ている時間がない：1件

⑥広報誌(とちぎ経協)について



「読んでいない理由」
興味をもつような内容がないため：1件

⑦メールマガジンについて



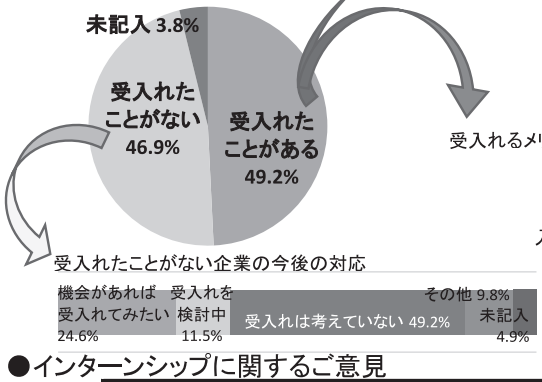
「要望」
企業活動に関わる県の取り組みの積極的な情報発信：1件
引き続き、研修情報をお知らせ：1件

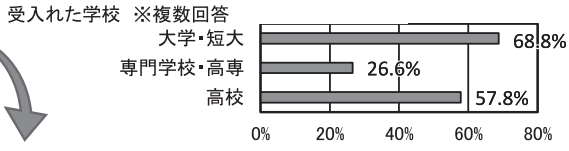
「ほぼ読んでいる理由」
セミナーや時事の情報を参考にしているため：1件

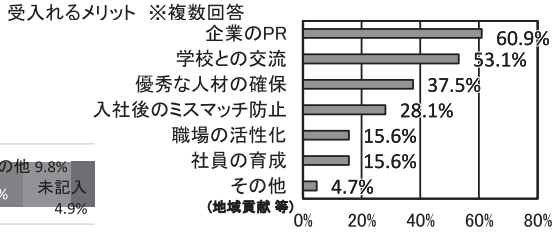
「読んでいない理由」
メルマガに登録していないため：1件

⑧インターンシップについて

●インターンシップの受入れ状況





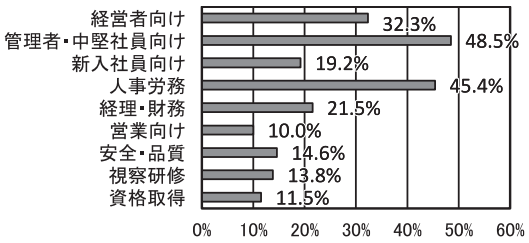


●インターンシップに関するご意見

「ご意見」 コロナウイルスの影響で延期・自粛している：4件
採用活動に役立てています。入社後のミスマッチ防止にも大変有効です：1件

⑨セミナーについて

●開催を希望するセミナー　※複数回答

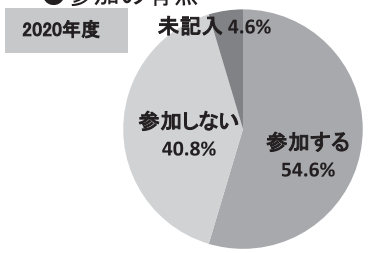


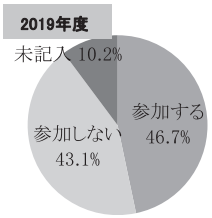
【希望するセミナーの具体例】
- ○経営戦略やマーケティングに関するセミナー：1件
- ○労務及び法改正に対応したセミナー：1件
- ○働き方改革についてのセミナー：1件
- ○同一労働同一賃金セミナー：1件
- ○コロナ禍の中での職員研修の方法：1件
- ○新任課長教育：1件
- ○職長教育：1件
- ○安全管理者向けセミナー：1件
- ○介護系の資格取得セミナー：1件

【要望】
- ○労務及び法改正に対応したセミナーの回数増：1件

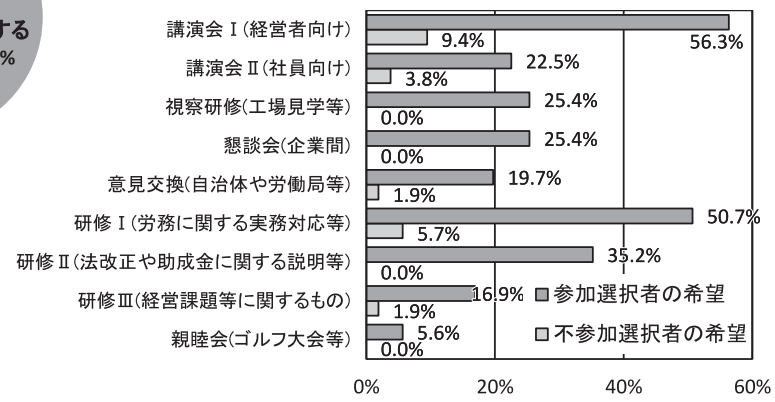
3. 地域限定会員交流会への参加について

●参加の有無

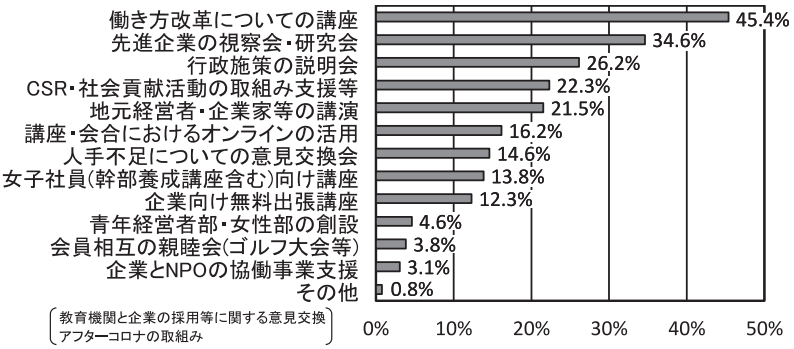




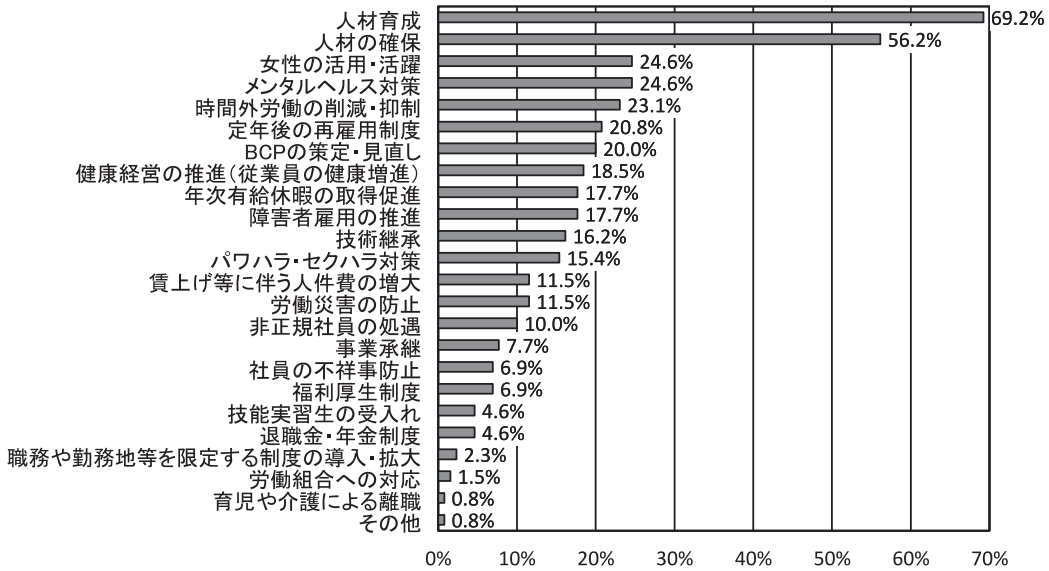
○地域限定会員交流会に希望する内容　※複数回答



4. 新たな取組みについての要望　※複数回答

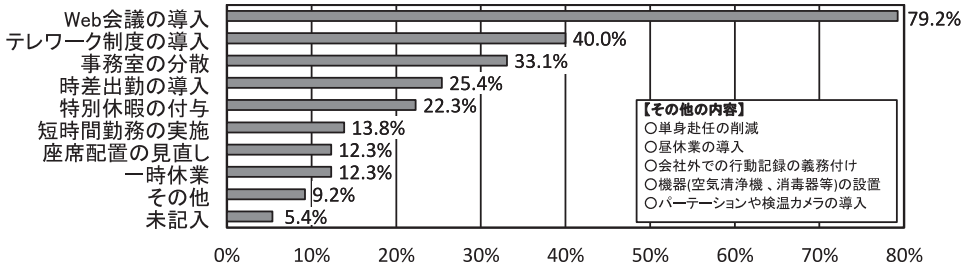


5. 人事・労務上の当面の課題　※複数回答

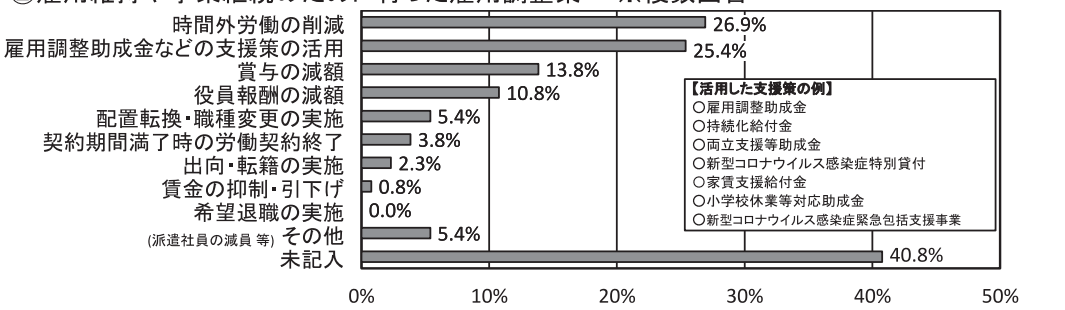


6. 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

①勤務形態や感染予防に関わる取組み　※複数回答



②雇用維持や事業継続のために行った雇用調整策　※複数回答



③感染防止について独自の取組み

○定期券利用の廃止
○自家用車通勤の許可
○公共交通機関で通勤する社員の時差出勤
○感染防止マニュアルの作成と運用
○BCP活動として、感染予防や感染後等のフェイズで実施計画を作成し、シミュレーションにて課題を整理し対策
○社員やその家族へのマスク・消毒液の配布
○社員へPCR検査や抗体検査の実施
○休憩時間の分散、休憩室増、社員動線分離、共有スペースの日々消毒実施
○夜間に作業場等のオゾンによる殺菌
○同一部門の従業員を分散させて勤務させるスプリット勤務の導入
○来客者に対して訪問者カードの記入依頼
○施設に入所している方への面会を、web面会とした
○本事業の需要減による他の取組みの実施(レストランにおける宅配等)
○基本の徹底と声かけ

7. 経営者協会のセールスポイント

異業種交流	17件	：	○県内企業の経営者との意見交換　○多種多業態の会員との交流
充実した事業	5件	：	○中小企業のための様々な課題解決メニュー　○タイムリーなイベント企画力
労務相談	5件	：	○実務面でのサポート　○困った時の迅速かつ的確なアドバイス
情報発信	4件	：	○各種情報が役立っています　○業種等を理解した上での情報提供・助言
人脈形成	3件	：	○年代的にも幅広い方が参加しており多様な意見を聞ける
セミナー	3件	：	○充実している　○研修に参加できないのでｵﾝﾃﾞﾏﾝﾄﾞ配信は助かる
存在価値	2件	：	○会員であることで様々な面で安心感がある　○経営者及び会社の志がある
経営相談	2件	：	○組合対策のサポートをしてもらえる
調査	2件	：	○県内の調査(給与、賞与動向等)について活用している
事例研究	1件	：	○他社の事例研究が役立っています

8. 経営者協会の事業活動に対するご意見

【事業について】
○採用担当者と学生との懇談や勉強会・意見交換の場を増やしてほしい
○各委員会活動の活性化により協会全体が活性化し、存在感をより大きくすることにつながると考える
○若手経営者の集まりを開催してほしい
○人材の確保の面でのフォローがあるとよい
○各種セミナーのweb方式での参加を推進していただきたい

【その他】
○コロナ禍の中、思うような活動が出来ませんが、貴協会は問題意識が高く、県経済にとって貴重な存在だと思います
○コロナ禍の中で、経済の重要性を訴える必要があるのではないでしょうか
○内容が経営者に特化しているため、一般職員には敷居が高い様に思います
○引き続き、各種情報のご提供をお願いいたします
○セミナーの参加費が高い

最近の主要労働判例から No.53

マツヤデンキ事件

大阪高裁　令和2年11月13日　　判決　速報2437号

労災認定後の労災民事訴訟において、使用者の安全配慮義務違反が否定された例

【事案】

被告Y社の従業員である原告Xが、同僚従業員から暴行を受けて傷害を負ったほか、心的外傷後ストレス障害（PTSD）またはうつ病に罹患して休職を余儀なくされたとして、Y社に対して債務不履行（安全配慮義務違反）または不法行為（使用者責任）に基づく損害賠償を請求するなどした事案

【判示事項】

同僚Aから右前腕部、頭部および左腰部を殴打され打撲を負ったことは不法行為として認められる。一方、同僚Bから2リットルのペットボトルを左眼付近に振り下ろして殴打され左眼球打撲、左外傷性虹彩炎および左三叉神経痛の障害を負ったことについては、ペットボトルで頭の上を叩くようにして脅そうとしたところ、手元が狂い、ペットボトルがXの額の左側付近や眼鏡に当たって眼鏡が外れたものであり、当該暴行によって一審判決が認定するような傷害を負ったとはいえない。

そして、本件の事情に照らせば、Y社が上記の暴行により原告が精神障害を発症・増悪させることを予見することはできなかったといえる。また、Y社においてXの低評価等を理由にXが同僚らから暴力を伴うような指導や叱責等を受ける可能性があることを予見してそのようなことがないよう注意すべき義務があったとはいえない。

したがって、Y社の安全配慮義務違反は成立せず、認容し得るのは、使用者責任に基づく損害賠償約2万円の限りである。

日本通運事件

東京地裁　令和2年10月1日　　判決　速報2438号

同一の使用者との間で、労働契約の更新を７回行った有期契約社員に、次の更新の合理的な期待が認められなかった例

【事案】

鉄道利用運送事業、貨物自動車運送事業、貨物運送取次事業及び倉庫業等を営む株式会社である被告との間で、平成24年6月1日以降、平成30年3月31日にまでに、被告を使用者、原告を労働者として、労働契約1から労働契約8の有期労働契約を締結した原告が、平成30年1月31日付けで、労働契約8の期間満了日である同年3月31日をもって原告との労働契約を終了させ、以後契約を更新しない旨の通知を受けたことから、原告と被告の労働契約は労契法19条1号又は2号の要件を満たしており、雇止めについて客観的合理的な理由も社会通念上相当性もないため、従前の労働契約の内容で契約が更新されたと主張して、被告に対し、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認、平成30年4月分以降賃金等の支払を求め、訴えを提起した事案

【判示事項】

原告が、不更新条項等を含む労働契約5から8までの契約書に署名押印したことをもって、その合理的期待を放棄したと認めることはできないが、労働契約1から7までは、特定の商品発送業務を被告が受注する限りにおいて継続する性質の雇用であること、被告が同業務を受注できず事業所を閉鎖して撤退することとなり、原告に対し複数回その旨の説明を行い、契約書にも不更新条項が設けられたこと等からすると、それまでの契約期間通算5年1箇月、5回の更新がされたことによって生じるべき更新の合理的期待は、打ち消されてしまったといえ、原告に合理的な期待が生じる余地はなかったとみるのが相当である。

そして、原告は、5年を超えて雇用されておらず、かつ、労契法19条2号の適用により5年を超えて雇用されたことになるともいえず、原告について、労契法18条の保護が及ぶことはなく、本件雇止めが同条の潜脱となるとはいえない。

実務に役立つ労働法の知識

○日本通運事件東京地裁判決について

（労働経済判例速報2438号 緒方弁護士論説から抜粋、下線は事務局による）

合理的期待型は、日立メディコ事件（最判昭61.12.4集民149.209）の判例法理を明文化したものであるところ（平成24年通達）、契約目的・作業内容・更新回数などから、「ある程度の継続が期待されていた」場合である。またこのような合理的期待の有無は、「契約期間の満了時」、すなわち最初の契約締結から雇止めされるまでの間のあらゆる事情を総合勘案して判断される（平成24年通達）。

・・・（略）・・・

本件労働契約は、もともと、被告のQ2事業所におけるQ3の商品発送業務を行わせる目的で締結されたものであり、同業務を被告が受注する限りにおいて継続する性質の雇用契約であったと解されるところ、被告が同業務を受注できなくなり事業所の閉鎖・撤退をすることから、労働契約7（6回目の更新）の締結の時点においては「更新の合理的期待は、打ち消されてしまった」として、その後、締結された労働契約8の契約期間満了時においては、更新の合理的期待は認められないと判断した。

目的の消滅により契約終了するという契約法の当然の事理を踏まえて更新の合理的期待の有無を判断したものといえ、単に通算契約期間の年数のみから無期転換逃れとする原告の主張は実態に沿わず筋違いといえよう。

5月　就職戦線レポート

～4月末時点の内々定状況と早期選考のいま～

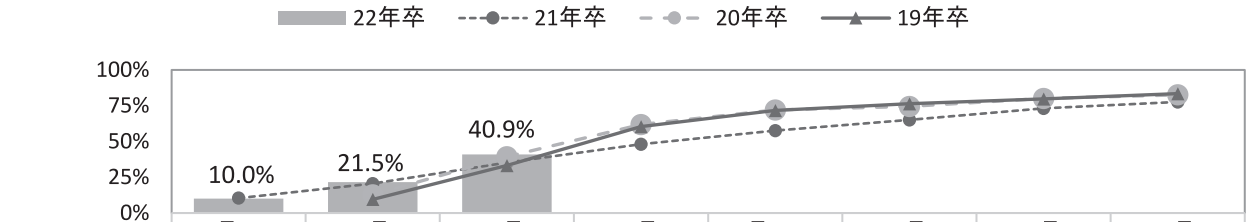
株式会社マイナビ 栃木支社
支社長　木村 純弥
TEL：028-651-5021

コロナ禍真っ只中の3月1日より、今年も2022年卒学生の就職活動がスタートしています。昨年は誰もが未経験であるコロナ第1波に伴う緊急事態宣言下での就職活動序盤戦となりましたが、今回は昨年の経験を踏まえた今年度の就職活動について触れていきます。

■2022年卒採用 4月末段階での内々定率

●内々定率の経年比較

※3月1日時点は2021年卒調査で初めて実施



	3月1日	3月	4月	5月	6月15日	6月	7月	8月
22年卒	10.0%	21.5%	40.9%					
21年卒	10.4%	20.5%	35.2%	48.0%	57.6%	65.1%	73.1%	77.6%
20年卒		12.7%	39.3%	61.8%	72.0%	74.4%	80.0%	82.6%
19年卒		9.5%	33.2%	60.3%	71.6%	76.3%	79.7%	83.4%

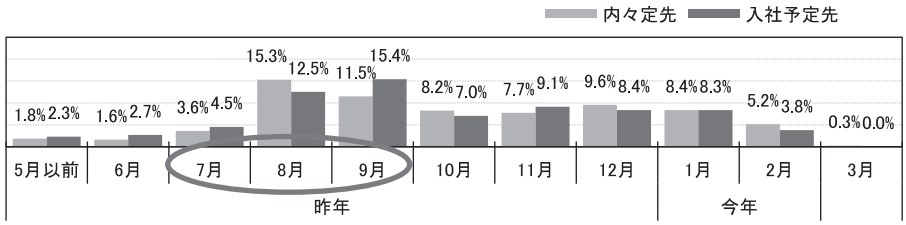
▲マイナビ2022年卒 大学生 活動実態調査（2021年4月25日～30日実施）より

上記は2019年卒～2022年卒学生の内々定保有状況を経年比較したデータです。まず活動解禁日の3月1日時点で昨年度・今年度ともに1割の学生が内々定を獲得、3月末時点でも昨年同様に2割程度の学生が内々定を保有しています。これはインターンシップからの早期選考が昨年度同様に増えていることを表しているといえます。

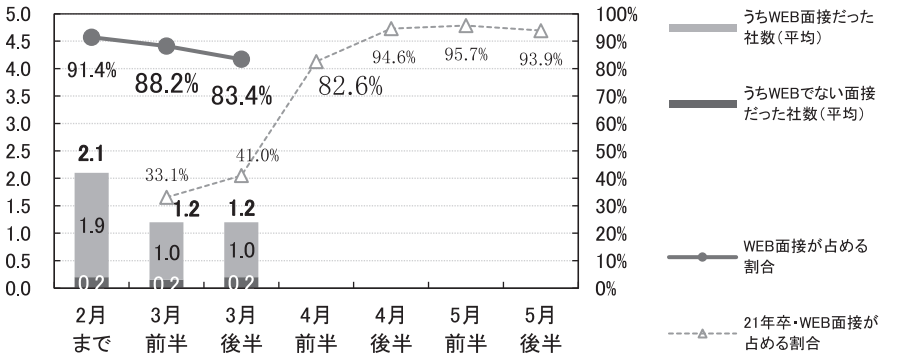
4月末時点の状況を見ると、コロナ前の2020年卒を上回る4割強が内々定を保有しています。昨年度2021年卒と比べ、新型コロナウイルスを前提として各種対策できている企業が多かったことが要因として挙げられます。全体の有効求人倍率が下がっているのに対し、積極的かつ意欲的に活動している新卒学生については、継続して売り手市場といえる状況です。

■早期内々定とインターンシップの相関、およびWEB面接の状況

●内々定先のインターンシップに最初に参加した時期



●受けた面接がWEB面接だった社数（平均）、WEB面接が占める割合



▲マイナビ2022年卒 学生就職モニター調査 3月の活動状況より

左記の2つのグラフは共に3月下旬実施のモニター調査結果です。

左上のグラフは上の内々定率調査結果3月段階の内々定保有者（21.5%）の学生が、内々定先のインターンシップに初めて参加したのはいつか、というアンケート結果です。

やはり夏のインターンシップをきっかけに早くから接触していた企業からの内々定出しが早いことが読み取れると同時に、7～9月で初めて接触した企業へ「入社予定」という割合が32.4%、ほぼ3人に一人が志望企業への接触は夏のインターンシップであったことがわかります。

左下のグラフはコロナ禍での3月早期選考で、『WEB面接』がどの程度実施されていたかを調査したものです。

昨年度は4月7日に初の首都圏で緊急事態宣言が発出されたことで、4月前半にWEB面接実施割合が8割強へ急激に跳ね上がりました。今年は依然として人との接触を極力避けた日常の中、3月の面接開始時期からすでに前年4月以降の8割以上の水準でWEB面接が実施されており、WEBでの就職活動が定着したといえます。

公設委員等の推薦（推薦順・敬称略）

（公財）栃木県環境保全公社評議員
篠﨑　　清　藤井産業㈱　取締役
カーボンニュートラル実現会議構成員
青木　　勲　（一社）栃木県経営者協会　会長
とちぎ未来人材応援事業選考委員会委員
とちぎ女性・高齢者等新規就業支援推進会議委員
石塚　洋史　（一社）栃木県経営者協会　専務理事
労働者派遣事業適正運営協力員
藤田　宣昭　（一社）栃木県経営者協会　事務局長
次世代育成支援対策推進員
栃木県ボランティア活動振興センター運営委員会委員
とちぎ気候変動対策フォーラム幹事
鈴木　健治　（一社）栃木県経営者協会　部長

会員消息（敬称略・順不同）

代表者等変更（　）内は前任者
アキレス㈱　取締役
　横山　浩樹（日景　一郎）
㈱あしぎん総合研究所　代表取締役社長
　荒井　　大（小又　正高）
ＳＭＢＣ日興証券㈱宇都宮支店　支店長
　人見　和浩（戸田　博之）
㈱関東エコリサイクル　代表取締役
　市本　和久（松田　美智也）
㈱ダイドードリンコサービス関東　代表取締役社長
　杉山　竜一（杉山　憲一）
㈱三洋製作所　代表取締役社長
　吉村　敦史（吉村　憲光）
東洋濾紙㈱芳賀工場
　上野　昭子（津久井　芳和）
社会保険労務士法人鍋島事務所　社員
　鍋島　明子（鍋島　勝子）
日産自動車㈱栃木工場　工場長
　菊池　英司（中村　卓也）
日本信号㈱宇都宮事業所　業務執行理事事業所長
　高平　雅弘（平間　喜満）
日本通運㈱宇都宮支店　支店長
　鷲尾　英司（東　順治）
野村證券㈱宇都宮支店　支店長
　川﨑　健郎（赤塚　茂）
㈱花塚製作所　代表取締役社長
　花塚　　真（花塚　直）
古河電気工業㈱日光事業所　所長
　高松　一弘（大里　啓）
㈱吉野工業所真岡工場　工場長
　山下　秀一郎（佐藤　衛）
㈱吉野工業所小川第二工場　工場長
　松尾　国治（太田　聡男）
㈱吉野工業所栃木工場　工場長
　髙橋　幸博（竹下　智）
レオン自動機㈱　代表取締役社長
　小林　幹央（田代　康憲）
㈱ワークスタッフ宇都宮営業所　所長
　児玉　真一（篠原　高裕）
宇都宮大学　学長
　池田　　宰（石田　朋靖）
宇都宮メディア・アーツ専門学校　理事長
　清水　崇司（渡邊　早月）
國學院大學栃木短期大學　学長
　林田　孝和（中村　幸弘）
白鷗大学　学長
　北山　　修（奥島　孝康）

常設委員会委員名変更
日立グローバルライフソリューションズ㈱
　総務本部 ビジネスパートナー部 部長代理 兼
　総務部部長代理
　圓城　裕和

業務日誌

―3月―
2日　「COOL CHOICE とちぎ」サミット（書面開催）（専務理事）
　　連合栃木春闘要請　（専務理事　事務局長）
3日　栃木労働局均等室委託事業審査会（専務理事）
　　新型インフルエンザ等対策有識者会議（専務理事）
5日　高齢・障害求職者雇用支援機構運営協議会（専務理事）
12日　外国人活用促進webセミナー（専務理事）
　　第7回栃木地方最低賃金審議会（課長）
16日　経団連幹事会（オンライン開催）（専務理事）
24日　とちぎ雇用維持確保・テレワーク等推進会議（オンライン開催）（専務理事）
25日　**第4回理事会（第2回正副会長会議）**
　　第2回常任幹事会
26日　高等学校等就職問題研究会（専務理事）

―4月―
6日　**新入社員セミナー“社会人の掟”**
7日　**新入社員セミナー“社会人の掟”**
8日　労働委員会（専務理事）
9日　経団連サイバーセキュリティ―セミナー（オンライン開催）（専務理事）
13日　経団連幹事会（オンライン開催）（専務理事）
14日　生産性本部第1回理事会（専務理事）
19日　栃木県産業会館第1回幹事会（書面開催）（専務理事）
22日　地方団体連絡協議会（オンライン開催）（専務理事）
23日　しもつけ21フォーラム（専務理事）
27日　**会計・業務監査**

事業主のみなさまへ

令和3年度の労働保険年度更新の申告・納付期間は6月1日から7月12日までです。電子申請・郵送による提出もご利用ください。

令和3年度の年度更新の手続は、6月1日から7月12日までの間に行っていただくことになります。

労働保険料の算定方法は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの賃金総額に保険料率を乗じて得た額となります。

概算・確定保険料の申告・納付は栃木労働局労働保険徴収室・労働基準監督署において受付けておりますが、最寄りの日本銀行歳入代理店・郵便局等でも取り扱っています。手続きの際は、申告書と納付書を切り離さずに保険料を添えて窓口に提出してください（労働保険料申告等の事務を社会保険労務士や労働保険事務組合に委託する方法もあります。）。

なお、申告書作成の結果納付すべき保険料が発生しない場合、口座振替を利用されている場合は、金融機関で申告書のお取扱いができませんので、栃木労働局又は労働基準監督署へ直接提出してください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、**「電子申請」**による労働保険の年度更新の申告もe-GOV（電子政府の総合窓口）からご利用いただけますので、積極的な利用や**「郵送」**による提出も可能ですので御協力願います。

詳しくは、**栃木労働局労働保険徴収室（028-634-9113）**、**労働基準監督署**又は**公共職業安定所**にお尋ねください。

栃木労働局労働保険徴収室

家内労働者のみなさま及び家内労働を委託されている方へ

栃木県電気機械器具製造業最低工賃が令和3年4月20日に改正されます。

1　適用する家内労働者および委託者の範囲

栃木県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者及びこれらの業務の委託する委託者

2　最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

品　目	工　程	規　格	金　額
コネクター	差し（電線の端末に取付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）	リード線について行うもの	1ピンにつき　46銭

栃木県電気機械器具製造業最低工賃について、詳しくお聞きになりたい方は、栃木労働局労働基準部賃金室（028-634-9109）又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。



Eメール登録のご案内

当協会では、会員の皆様への人事労務（労使問題、賃上げ、賞与、各種セミナー）や行政（国・県）施策・条例等の情報提供をより迅速に行うため、メール配信を行っております。

Eメール登録のお済みでない会員の皆様につきましては、お早めに登録をくださるよう、よろしくお願い申し上げます。(なお、１社で複数名の登録も可能です。)

下記に必要事項をご記入いただき､Eメール：**info@tochikei.jp** またはFAXで協会宛ご連絡ください。

FAX：０２８－６１１－１６０１
一般社団法人　栃木県経営者協会 行

E メール登録

下記にご記入のうえご連絡ください

貴　社　名	

総合窓口

人事・労務・産業政策等に関する経団連や行政（国・県）からの情報を毎週水曜日に配信いたします。

※現在登録されている代表者の方だけに限らず、複数名の登録が可能です。

	担当者名	部　署	メールアドレス
登　録　1			
登　録　2			

教育関係

当協会セミナーを含む人材教育・交流に関する情報を随時配信いたします。

	担当者名	部　署	メールアドレス
登　録			

調査関係

賃金や各種規定、法改正対応等の調査依頼・情報提供を随時配信いたします。

	担当者名	部　署	メールアドレス
登　録			

会員を募集しております

皆様からのご紹介をお待ちしております

当協会の事業にご賛同いただける個人、法人または団体の新規加入を募っております。事務局員がご説明にまいりますので、ぜひご紹介くださるようお願い申し上げます。

（一社）栃木県経営者協会

TEL:028（611）3226　　E-mail:info@tochikei.jp

法律・労務・税務相談のお知らせ

専門家による「**法律・労務・税務に関する無料相談**」に応じています。困ったことや分らないことなどいつでもお気軽にご連絡ください。

相談内容により当協会会員の**弁護士・特定社会保険労務士・税理士**が**無料**でご相談に応じます。

まずは、事務局にご連絡ください。

平野浩視法律事務所	弁　護　士	**平　野　浩　視　氏**
社会保険労務士法人鍋島事務所	特定社会保険労務士	**鍋　島　勝　子　氏**
税理士法人小林会計	代　表　税　理　士	**小　林　恒　夫　氏**

こんな相談をお受けします

例えば…

賃金関係
- 退職者から残業代の未払い賃金を請求された際の対処法は？
- 定年延長による再雇用の賃金設定はどうすればよいか？

労働組合
- 従業員が労働組合に加盟し、団体交渉を申し入れられたが、どう対応すればよいか？

制度改定
- 人事制度・就業規則の整備・改定にあたっての留意すべき点は？
- 人事制度の変更を行う際に、従業員から不利益変更との訴えがあった。その対処法は？

人事労務
- メンタルヘルス不全によってトラブルを起こした社員への対応は？
- 問題社員に対する懲戒、解雇の手続きはどう進めたらよいか？

そ の 他
- 事業承継、税務、契約上のトラブル等、経営に関する課題全般
- その他

お問合せ：（一社）栃木県経営者協会　TEL 028（611）3226
受付時間：平日　08：45～17：15（土日祝日は除く）

とちぎ経協　NO.481

発　　行　一般社団法人 栃木県経営者協会
〒320-0806　宇都宮市中央3丁目1番4号
栃木県産業会館4階
TEL 028-611-3226　FAX 028-611-1601
ホームページ：http://www.tochikei.jp
E-mail：info@tochikei.jp
印刷・製本　鈴木印刷株式会社